

介護福祉士実務者研修 受講資金の手引き

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

問合せ先

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

福祉資金部

〒260-8508 千葉県千葉市中央区千葉港4-3

千葉県社会福祉センター2F

TEL. 043-244-2945 FAX. 043-245-9338

目 次

1	介護福祉士実務者研修受講資金について	1
	(1) 目的	
	(2) 実施主体	
	(3) 貸付対象者	
	(4) 貸付金額	
	(5) 申込期限	
	(6) 貸付利子	
	(7) 貸付金の交付	
	(8) 返還免除	
	(9) 返還猶予	
	(10) 返還	
2	申請手続き等について	3
	(1) 貸付けの申込み	
	(2) 申請書類	
	(3) 未成年者の申込み	
	(4) 連帯保証人	
	(5) 貸付申込書記入上の注意	
3	貸付申請から資金交付までの流れ	5
4	在学中の手続き	6
5	実務者研修施設を修了後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）	7
6	貸付金を返還することになった場合の手続き	9
7	届出義務・提出書類	10
8	よくある質問	11
9	様式一覧	14

1 介護福祉士実務者研修受講資金について

(1) 目的

千葉県において介護福祉士の人材確保を図るため、介護福祉士実務者研修施設に在学し、修了後、介護福祉士の資格を取得し、千葉県内（注1）において介護等の業務に従事しようとする方に無利子で貸付けする制度です。

（注1）国立障害者リハビリセンター、国立児童自立支援施設等で従事する場合や、東日本大震災等の被災県（岩手県、宮城県、福島県、熊本県に限る）において業務に従事するなど、一部県外も含まれます。

(2) 実施主体

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会（以下、「県社協」という）

(3) 貸付対象者

以下の全てを満たす方を貸付対象者としています。

- ①原則として千葉県内に住民登録している方
- ②原則として県内の実務者研修施設に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す方
- ③修了後、介護福祉士として登録し、継続して2年以上県内の介護等の業務に従事する意思を有する方

※業務内容については15～17ページを参照してください。

(4) 貸付金額

介護福祉士を取得するために要した費用として、20万円以内

※対象経費の例

- ・介護福祉士実務者研修の受講料
- ・教材費、参考図書、学用品
- ・国家試験受験手数料
- ・国家試験受験対策講座の受講料 など

(5) 申込期限

介護福祉士実務者研修を受講中または修了後、直近の申込期限にお申し込みください。それ以降での申し込みは受け付けられませんので、ご注意ください。

○申込時期

第1回：平成31年6月28日(金) [必着]

第2回：平成31年9月30日(月) [必着]

第3回：平成31年12月27日(金) [必着]

※申請が可能なのは研修受講中あるいは研修修了後最初の締切りまでとなります。

(例)平成31年4月～平成31年7月まで実務者研修受講の場合

第1回および第2回の申請 ○、第3回 ×

(6) 貸付利子

貸付利子は無利子です。

(7) 貸付金の交付

貸付決定後、一括で交付します。

(8) 返還免除

次に該当する場合は、貸付金の返還を免除することができます。

- ①借受人が実務者研修施設を修了した日(注1)から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内で介護等の業務につき、引き続き2年間業務に従事したとき
(在職期間通算730日以上かつ業務従事期間360日以上)
- ②借受人が業務上の事由により死亡し、または業務に起因する心身の故障により業務を継続できなかつたとき
- ③借受人が死亡、または障害等により貸付金の返還が困難であると認められるとき

(注1)実務者研修施設を修了した日に、国家試験を受験するための実務経験が不足している場合は、実務経験を満たした日から1年以内

(9) 返還猶予

返還免除に至るまでの間、次に該当する場合は返還猶予を行ってください。

- ①借受人が介護福祉士の資格を取得し、登録を行った後、県内において介護等の業務に従事しているとき
※介護福祉士国家資格を取得後、業務に従事している期間が免除対象の期間となります。
- ②借受人が実務者研修施設を修了後、介護福祉士国家試験受験に必要な実務経験3年を満たすため、業務に従事しているとき(研修修了後、直近の国家試験を受験できない方)

(10) 返還

次のいずれかに該当する場合、当該事由が生じた日の属する月の翌月から貸付金の返還対象となります。

- ①実務者研修施設を退学したとき
 - ②心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなったとき
 - ③死亡したとき
 - ④実務者研修施設を修了した日または修了後、実務経験が3年に達した日のいずれか遅い日から1年以内に、介護福祉士として登録せず、または県内において介護等の業務に従事しなかつたとき
- ・返還方法：月賦(原則月額30,000円)、半年賦、年賦または一括
 - ・延滞利子：返還期間内に返還が完了されない場合は、延滞元金に対し、年5.0%の延滞利子を徴収します。

2 申請手続き等について

(1) 貸付の申込み

申請の際には下記の提出書類を実務者研修施設へ提出してください。

	必要書類	申請者	連帯保証人
1	介護福祉士実務者研修受講資金貸付申請書	◎	◎
2	住民票(発行後3か月以内のもの) ※連帯保証人と同一世帯の場合は1通で可	◎	◎
3	顔写真付きの身分証明書の写し (運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなど)	◎	◎
4	個人情報の取り扱いについて	◎	◎
5	直近の所得金額を証する書類 ・源泉徴収票の写し ・確定申告書(控)の写し(第1表、第2表とも必要です)	就労中の者のみ ◎	◎
6	誓約書 (県外に住所のある申請者のみ提出)	◎	
7	在留カードの写し 表・裏 (日本国籍を有していない者のみ提出)	◎	◎

※実務者研修施設より、推薦状を添えて県社協へ提出していただきます。

(2) 申請書類

貸付申込書は千葉県社会福祉協議会ホームページからダウンロードし、入手してください。

千葉県社会福祉協議会(千葉県福祉人材センター)

<http://www.chibakenshakyo.com/>

[トップページ](#) ⇒ [\[県民の皆様へ\]](#) ⇒ [\[福祉資金の貸付\]](#) ⇒ [\[介護福祉士修学資金等貸付\]](#)
⇒ [\[千葉県福祉人材センター Home page 介護福祉士修学資金等貸付事業\]](#) ⇒ [\[介護福祉士実務者研修受講資金\]](#)

(3) 未成年者の申込み

- ①申込者が未成年の場合は、親権者または後見人の同意が必要になります。
- ②同意については、貸付申請書の中の同意書欄に親権者または後見人が御自身で署名・捺印していただくことにより確認します。

(4) 連帯保証人

以下の要件を満たす連帯保証人が**1名必要です。**

- ①およそ年収150万円以上有する方
- ②申請時に75歳以下の方
- ③県社協が実施する介護福祉士修学資金、社会福祉士修学資金、実務者研修受講資金、介護人材再就職準備金の借受人及び連帯保証人になっていない方

④申請者が未成年である時は、法定代理人の方

(5) 貸付申込書記入上の注意

- ①訂正がある場合には、修正テープなどを使用せずに訂正箇所に二重線を引いて、訂正印を押してください。
- ②消せるボールペンで書かれた申請書は受付できません。再度書き直しをしていただくこととなります。
- ③申込書に記入漏れがある場合や必要書類の添付漏れがある場合には申請書を受理できませんので、ご注意ください。

3 貸付申請から資金交付までの流れ

貸付申請

- (1) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付申請書（第12号様式）に必要書類を添付のうえ、実務者研修施設に提出してください。
- (2) 実務者研修施設にて取りまとめ、推薦状を添えて県社協へ送付していただきます。



審査及び貸付決定

- (1) 県社協が貸付の可否を決定します。
- (2) 貸付けの可否を申請者に通知します。
 - ①貸付決定の場合：貸付決定通知書と借用証書を送付
 - ②貸付不承認の場合：貸付不承認通知書を送付



以下は貸付決定の場合

契 約

- (1) 貸付決定者は以下の書類を、県社協に提出してください。
 - ①借用証書（第15号様式）
 - ②印鑑登録証明書（借受人、連帯保証人それぞれ1通）
 - ③振込口座の情報がわかるものの写し



資金の交付

- (1) 借用証書に記載された口座へ貸付金を一括で送金します。
※借用証書を提出されても不備がある場合には、不備が解消された後の送金となります。

4 在学中の手続き

休学、停学または在籍期間延長する時

- (1) 実務者成施設を休学、停学、在籍延長となった場合、または復学した時は、介護福祉士実務者研修受講資金休学等届（第16号様式）を、実務者養成施設を通じて、県社協に提出してください。



退学を含めて貸付けを辞退する時

- (1) 実務者研修施設を退学した時や貸付けを辞退するときは、介護福祉士実務者研修受講資金休学等届（第16号様式）を、実務者研修施設を通じて、県社協に提出してください。
 - ①貸付金送金前の辞退：県社協から貸付決定の取消通知を送付します。
 - ②貸付金送金後の退学：県社協から貸付契約解除通知を送付します。以降、貸付金の返還手続きが必要になります。



返 還

- (1) 県社協に介護福祉士実務者研修受講資金返還届（第20号様式）を提出してください。
- (2) 県社協から返還決定通知を送付します。
- (3) 返還計画に基づき、貸付金を返還していただきます。



返還完了

- (1) 貸付金の返還が完了した時には、県社協から借受人と連帯保証人に借用証書と印鑑登録証明書を返却します。

5 実務者研修施設を修了後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）

実務者研修を修了した日から1年以内（注1）に介護福祉士に合格し、登録を行い、千葉県内（注2）において介護等の業務に従事した場合には、返還免除に至るまで、返還猶予の申請をする必要があります。

その後、引き続き2年間介護等の業務に従事した場合には、貸し付けを受けた実務者研修受講資金の返還を免除することが可能です。

（注1）実務者研修施設を修了した日に、国家試験を受験するための実務経験が不足している場合は、実務経験を満たした日から1年以内

（注2）国立障害者リハビリセンター、国立児童自立支援施設等で従事する場合や、東日本大震災等の被災県（岩手県、宮城県、福島県、熊本県に限る）において業務に従事するなど、一部県外も含む

返還猶予申請（実務経験が不足している方）

（1）実務者研修修了後、実務経験が3年に満たないため、直近の介護福祉士国家試験を受験できない場合、実務者研修修了の翌月から1年ごとに、以下の書類を提出してください。

- ①介護福祉士実務者研修受講資金返還猶予申請書（第19号様式）
- ②介護福祉士実務者研修受講資金業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第18号様式）



返還猶予申請

（1）実務者研修修了後、実務経験を3年以上有している方または実務経験が3年に達した方は、介護福祉士国家試験受験後、以下の書類を提出してください。

- 介護福祉士国家試験に合格し、介護等の業務に従事している場合
 - ①介護福祉士実務者研修受講資金返還猶予申請書（第19号様式）
 - ②介護福祉士実務者研修受講資金業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第18号様式）
 - ③介護福祉士登録証の写し
 - 介護福祉士国家試験に不合格であった場合
 - ①介護福祉士実務者研修受講資金返還猶予申請書（第19号様式）
 - ②介護福祉士国家試験の合否通知の写し
- ※養成施設を修了した年次の翌々年の国家試験までに合格できない場合は貸付金を返還していただくこととなります。



返還猶予決定

- (1) 県社協から返還猶予の可否を決定し、借受人へ通知します。



介護等の業務に従事

- (1) 返還猶予期間中は、毎年4月に介護福祉士実務者研修受講資金業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第18号様式）を県社協に提出してください。
（前年度の業務状況を証明するため3月末日以降に提出してください）
- (2) 返還猶予期間中に従事先を退職し、他の介護等の事業所に転職された場合は、介護福祉士実務者研修受講資金住所・氏名・勤務先等変更届（第14号様式）及び転職前、転職後それぞれの事業所での介護福祉士実務者研修受講資金業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第18号様式）を速やかに県社協に提出してください。



返還免除申請

- (1) 2年間引き続き千葉県内において介護等の業務に従事した場合返還免除の対象となります。
返還免除に係る書類を県社協に提出してください。
 - ①介護福祉士実務者研修受講資金返還免除申請書（第21号様式）
 - ②介護福祉士実務者研修受講資金業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第18号様式）



返還免除決定

- (1) 県社協から返還免除の可否を借受人へ通知します。
返還免除決定の場合は、県社協から借受人と連帯保証人に借用証書と印鑑登録証明書を返却します。

6 貸付金を返還することになった場合の手続き

千葉県内で介護等の業務に従事しなくなった場合や、実務者研修施設を修了した年次の翌々年(注1)までに介護福祉士国家資格を取得できなかった場合は、貸付金を返還していただくこととなります。

返還に該当すると思われる場合は、まず県社協に連絡してください。

(注1) 実務者研修施設を修了した日に、国家試験を受験するための実務経験が不足している場合は、実務経験を満たした日から1年以内

返還の申請

- (1) 県社協へ介護福祉士実務者研修受講資金貸付金返還届(第20号様式)を提出してください。



返 還

- (1) 県社協から返還決定通知を送付します。
- (2) 返還決定通知に記載された金融機関口座へ、決定した返還方法で貸付金を返還してください。



返還完了

- (1) 返還完了となった場合には、借受人と連帯保証人に借用証書と印鑑登録証明書を送付します。

7 届出義務・提出書類

次のいずれかに該当する場合には借受人（借受人が死亡した場合は連帯保証人）が、速やかに県社協に必要書類を届け出なければなりません。

当資金の貸付を受けた者は、返還を免除されるか、返還を完了するまで、いろいろな届出等を行う必要があります。

（１）介護等の業務に従事しているとき

提出書類名	様式番号	事由
介護福祉士実務者研修受講資金業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）	第18号	介護等の業務に従事しているとき

（２）借受人または連帯保証人の住所、氏名並びに勤務先の変更があったとき

提出書類名	様式番号	事由
介護福祉士実務者研修受講資金住所・氏名、勤務先等変更届	第14号	借受人または連帯保証人の住所、氏名並びに勤務先を変更するとき

（３）貸付けを受けた方が返還猶予をするとき

提出書類名	様式番号	事由
介護福祉士実務者研修受講資金返還猶予申請書	第19号	<ul style="list-style-type: none"> ・介護等の業務に従事しているとき ・やむを得ない事由により、業務に従事できないまたは返還ができないとき ・介護福祉士国家試験に不合格だったとき ・実務経験が不足しているとき

（４）貸付けを受けた方が免除対象業務を2年間従事したとき

提出書類名	様式番号	事由
介護福祉士実務者研修受講資金免除申請書	第21号	免除対象業務を2年間従事したとき

（５）貸付期間内に休学、退学、在籍延長したとき

提出書類名	様式番号	事由
介護福祉士実務者研修受講資金休学等届	第16号	実務者研修施設を休学、退学、在籍延長したとき

（６）県内で介護等の業務に従事しなくなったとき

提出書類名	様式番号	事由
介護福祉士実務者研修受講資金貸付金返還届	第20号	貸付金を返還するとき

よくある質問

(1) 貸付申請について

Q 1 介護福祉士実務研修受講資金はどのように申込みますか。また、実務者養成施設はどのように探しますか。

A お申し込みの場合は、実務者研修施設を通じて県社協に申請していただきます。また、実務者研修施設は、県社協のホームページ及び千葉県のホームページに掲載されていますので、ご参照ください。

千葉県（介護福祉士養成のための実務者研修について）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/jinzai/kensyuu/jitumusya.html>
千葉県社会福祉協議会千葉県福祉人材センター

<http://www.chibakenshakyō.com/>
[トップページ] ⇒ [県民の皆様へ] ⇒ [福祉資金の貸付] ⇒ [介護福祉士修学資金等貸付] ⇒ [千葉県福祉人材センター Home page 介護福祉士修学資金等貸付事業] ⇒ [介護福祉士実務者研修受講資金]

(2) 貸付額について

Q 1 実務者研修の貸付金は20万円が上限ですが、必ず限度額で申し込むということですか。

A 貸付額は20万円が上限ですが、本資金は給付でなく貸付けであることをふまえ、必要額をお申し込みください。なお、必要経費と認められない場合、貸付金の一部が減額となる場合もあります。

(3) 他の奨学金等との併用について

Q 1 市町村が交付する実務者研修受講料補助を受けています。研修費が足りないため、実務者研修受講資金を借りられますか。

A 国等の補助金が含まれている他の奨学金や制度との併用貸付は認められませんので、市町村が交付する実務者研修受講料補助を受けている方は、実務者研修受講資金の貸付を受けることはできません。なお、職業訓練の介護福祉士コース受講者や教育訓練給付制度（雇用保険法）についても、受講資金の併用貸付の対象にはなりません。

(4) 貸付金の送金について

Q 1 貸付決定になった場合に貸付金はどのような形で送金されますか。

A 貸付決定後に借用証書により契約を交わした際に指定された金融機関口座に、一括で送金します。

(5) 返還について

Q 1 実務者研修受講資金は、実務者研修施設修了後に介護福祉士国家資格を取得し、2年間介護等の業務に従事すれば、返還しなくてもよい制度ですが、どのような場合に返還となるのですか。

A 返還は実務者研修施設を退学した場合の他に、介護等の業務に従事しなかった場合や介護福祉士の資格が取得できなかった場合等に返還となります。

Q 2 返還となった後に計画通りに返還しなかった場合、どのようになりますか。

A 返還期限を過ぎると、残元金に対して5%の延滞利子が発生します。

(6) 養成施設卒業後の手続きについて

Q 1 介護福祉士の試験に合格しましたが、資格の登録をしなかった場合はどうなりますか。

A 資格の登録手続きをせずに、働いていた場合は返還猶予期間に算入できません。また、合格後1年以上登録が無い場合は返還対象となります。

Q 2 業務従事届等は毎年提出する必要がありますか。

A 業務従事届は就職した際と4月に提出してください。提出が無い場合は、返還対象となる場合もあります。

Q 3 介護を行う事業所で指定業務に従事しましたが、半年後に退職してしまいました。何か手続きは必要ですか。

- A 次の仕事が決まっている場合には、県社協に介護福祉士実務者研修受講資金住所・氏名、勤務先等変更届（第14号様式）を提出してください。
次の指定業務の仕事が未定で就職活動をする場合には、介護福祉士実務者研修受講資金返還猶予申請書（第19号様式）により返還猶予申請をしてください。
なお、指定業務に就く意思がない場合には貸付金は返還となります。

様式一覧

様式番号	様式名
第12号様式	介護福祉士実務者研修受講資金貸付申請書
別紙	「介護福祉士修学資金等貸付事業」の申込・利用にあたって 個人情報の取扱いについて
第13号様式	介護福祉士実務者研修受講資金貸付推薦状
第14号様式	介護福祉士実務者研修受講資金住所・氏名・勤務先等変更届
第15号様式	介護福祉士実務者研修受講資金借用証書
第16号様式	介護福祉士実務者研修受講資金休学等届
第17号様式	介護福祉士実務者研修受講資金借受人死亡届
第18号様式	介護福祉士実務者研修受講資金業務従事届 (現況報告書・業務従事期間証明書)
第19号様式	介護福祉士実務者研修受講資金返還猶予申請書
第20号様式	介護福祉士実務者研修受講資金貸付金返還届
第21号様式	介護福祉士実務者研修受講資金返還免除申請書
第22号様式	介護福祉士実務者研修受講資金振込口座変更申請書